

情報ホットライン

暮らしに役立つ情報を掲載しています。
くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

募集

やる気のあなたを待っています

市職員

◆問い合わせ 人事給与係 23-1114

総務課

◆区分 上級

◆職種・人員 行政3人程度

◆資格

昭和40年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた人で、採用後は市内に住居できる人。

◆試験方法

●第1次試験 (大学卒業程度)

教養試験 専門試験及び論文試験 適性検査

●第2次試験

口述試験 身体検査

◆試験日時

●第1次試験

7月31日(日)午前9時30分

●第2次試験

第1次試験合格者に通知

◆試験会場 長門市役所

◆受験手続

受験申込書は、総務課人事給与係、または各出張所に用意しています。

◆受付期間

6月15日から7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く)

の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

親子

体力づくりの集い

◆問い合わせ 体育係 23-1180

体育課

◆とき 7月3日(日)

午前9時30分

◆ところ 農業者トレーニングセンター

◆対象

3歳児から6歳児までの親子

◆その他

運動のできる服装で、運動靴、タオルを持参ください。

◆申込期限 6月27日(月)

◆無料

◆法律相談

◆窓口係 23-1120

◆とき 6月22日(水)

午前10時～午後3時

(注)相談を希望される方は、10時までに受付を済ませて

ください。

◆ところ 中央公民館

◆内容

土地・建物の権利の争い。

金銭貸借・損害賠償、その他家庭内のもめごと等

◆相談員 弁護士1名

いきいき国民健康保険

ご存知ですか「高額療養費」

◆問い合わせ 国民健康保険係 23-1130

市民課

国民健康保険の被保険者が次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

①保険診療自己負担額が、1人1か月6万3千円(市民税非課税世帯は3万5、400円)を超えたとき、その超過額が支給されます。

②同じ国民健康保険の世帯の複数の人が、同じ1か月以内に医療機関にかかり、それぞれの保険診療自己負担額が3万円(非課税世帯は2万1千円)以上ある場合は、合計金額から6万3千円(非課税世帯は3万5、400円)を差し引

次に掲げるものに該当すれば、高額療養費の申請ができます。

申請の際には、医療機関等の領収書(領収印があるもの)と印鑑を必ずご持参ください。

同月内にAさんが32,000円を、その子どもBさんが40,000円を医療期間で支払った場合
(32,000円 + 40,000円) - 63,000円 = 9,000円
金額を合計するので高額療養費として9,000円が支給されます。

63,000円を医療機関で支払った場合(過去1年以内に3回以上高額療養費を支給されていれば)1回目から3回目は①または②の計算ですが、4回目からは
63,000円 - 37,200円 = 25,800円
高額療養費として25,800円が支給されます。

③1年以内に、同じ人が4回以上高額療養費を支給された場合、4回目以降から、保険診療自己負担額が3万7、200円(非課税世帯は2万4、600円)を超えた分が支給されます。

高額療養費とは

国民健康保険で受診する場合、医療費の3割の負担ですみます。

しかし、医学の進歩から高度の医療技術が開発され、またその医療を必要とする場合も増えてきています。3割とはいえず、その額がきわめて大きくなり、個人での負担が困難になることもあります。

このような場合に、一定の額以上となる医療費を、国民健康保険で負担する制度です。

ここに注意を

◇月の初日から末日までの受診を1か月として計算します。2か月以上にまたがる場合は、月ごとに別々に計算しなければなりません。

◇同時に2つ以上の医療機関にかかった場合、医療費の計算は別々になります。

◇1つの医療機関でも、入院と通院の計算は別々です。